

# 第8章 廃棄物・資源循環

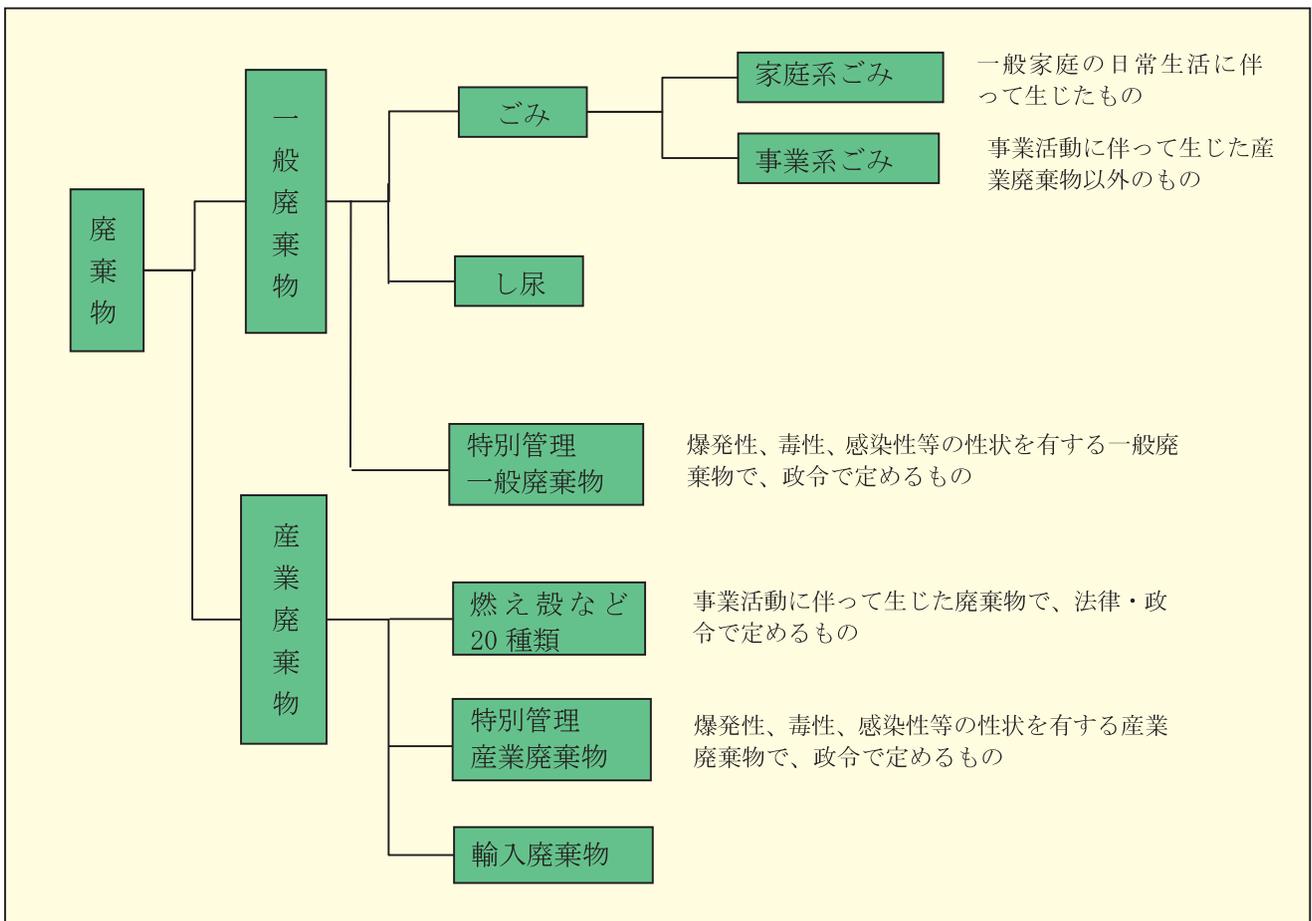
## 第1節 環境の状況

### 1 廃棄物とは【資源循環推進課】

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生する

ごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます（図8-1-1）。

図 8-1-1 廃棄物の分類



### 2 一般廃棄物【資源循環推進課】

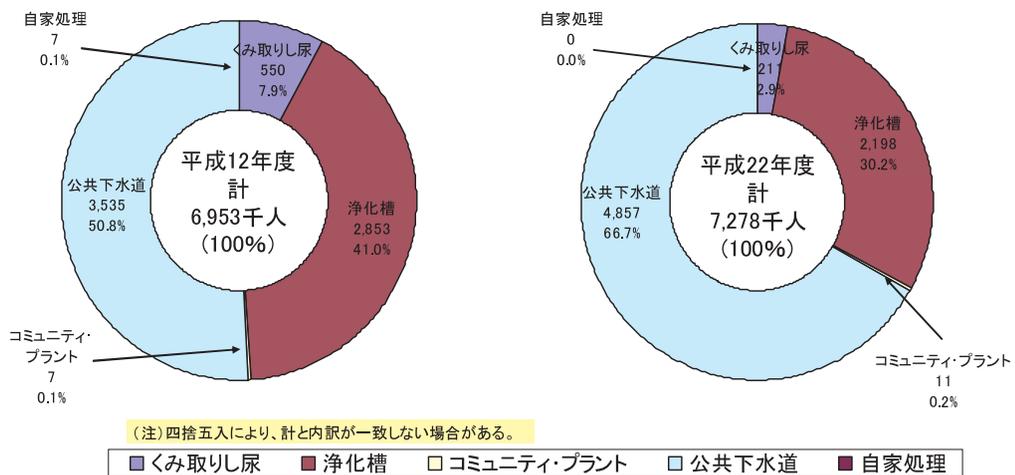
し尿やごみなどの一般廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔に保つことは、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る上で重要な課題であり、市町村の自治事務とされています。

#### (1) し尿の処理

平成 22 年度における本県のし尿処理の人口割合を処理方法別に見ると、下水道による処理

が 66.7%、浄化槽（単独処理浄化槽を含む）及びコミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）による処理が 30.4%、残りの 2.9%がくみ取りし尿の収集（一部自家処理を含む）で、全体の水洗化率（下水道、浄化槽及びコミュニティ・プラントを使用している人口の割合）は約 97%となっています（図 8-1-2）。

図 8-1-2 し尿処理の内訳（単位：千人、人口割合）



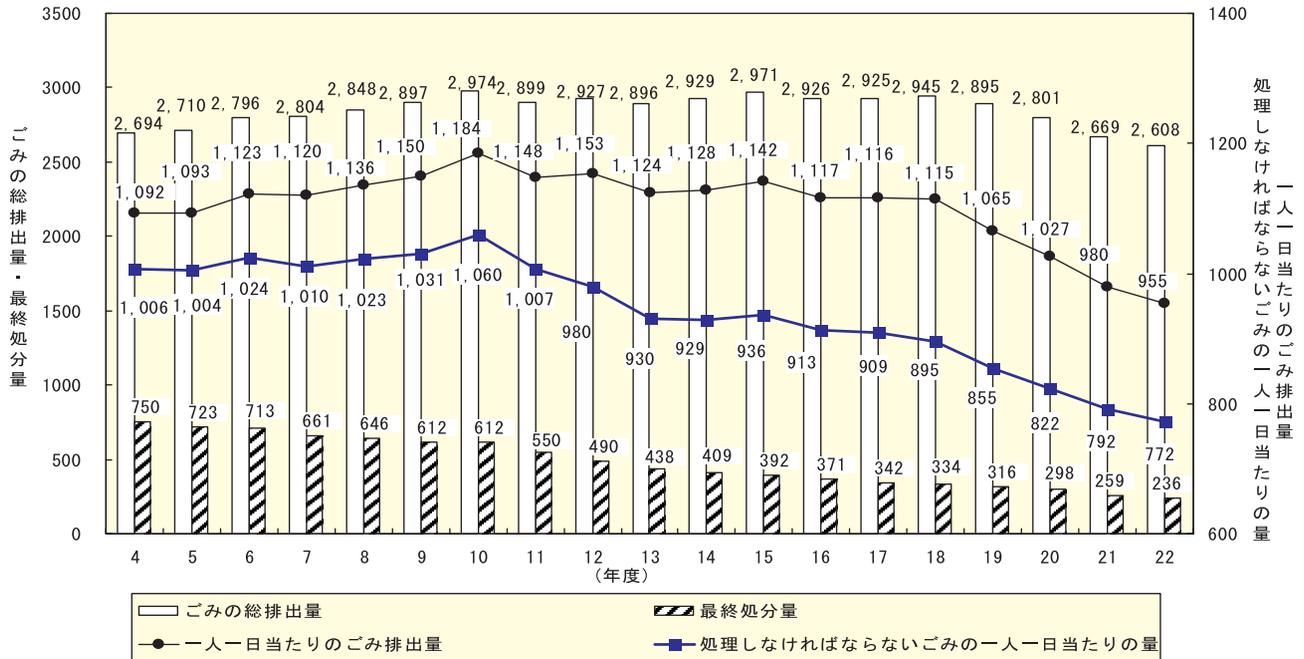
(資料) 環境部調べ

(2) ごみの処理

平成 22 年度における本県のごみの総排出量（集団回収量を含む）は 260 万 8 千トンで、県民 1 人 1 日当たりに換算すると 955 g でした。

ごみは焼却処理やリサイクルなどにより減量化されるため、最終的に埋立処分される量は 23 万 6 千トンで、これは近年減少傾向にあります（図 8-1-3）。

図 8-1-3 ごみの総排出量と最終処分量の経年変化 (g/人・日)



(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注2) 「人口」の定義について、平成 19 年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

(注3) 平成 22 年度の数值は中間集計値

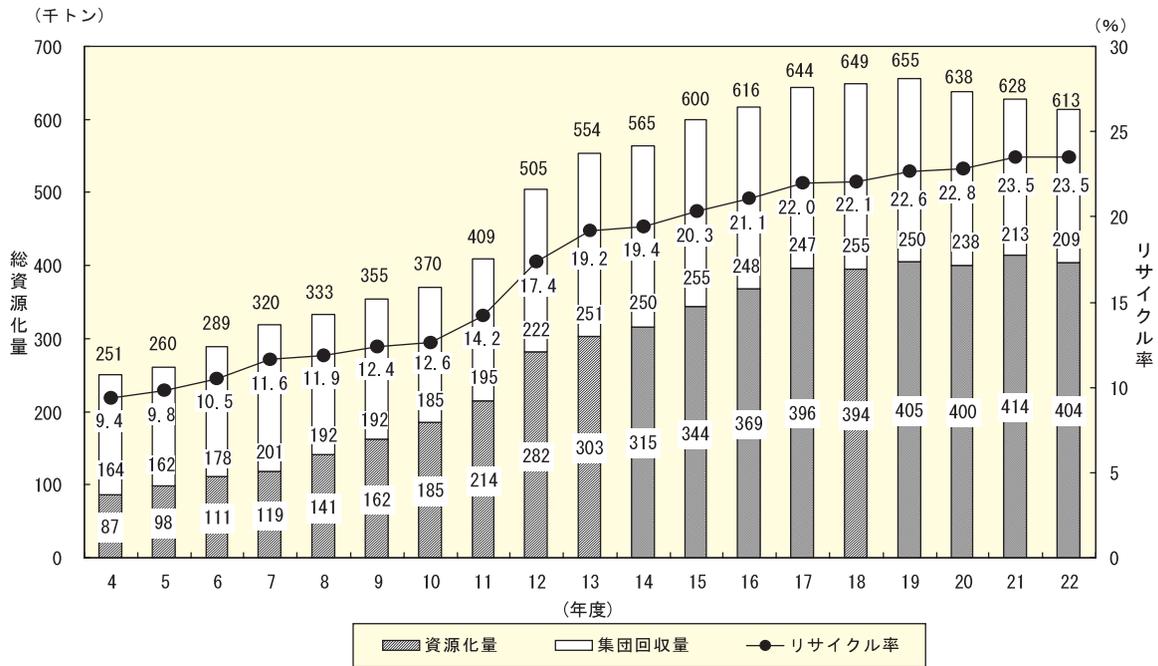
(資料) 環境部調べ

(3) ごみの資源化

平成 22 年度の本県のごみの総資源化量は 61 万 3 千トンと前年度に比べ 1 万 5 千トン減少し

ていますが、ごみのリサイクル率は前年度と同じく 23.5%でした。

図 8-1-4 総資源化量とリサイクル率の経年変化



(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

(注2) 「リサイクル率」 = (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100

(注3) 平成 22 年度の数值は中間集計値

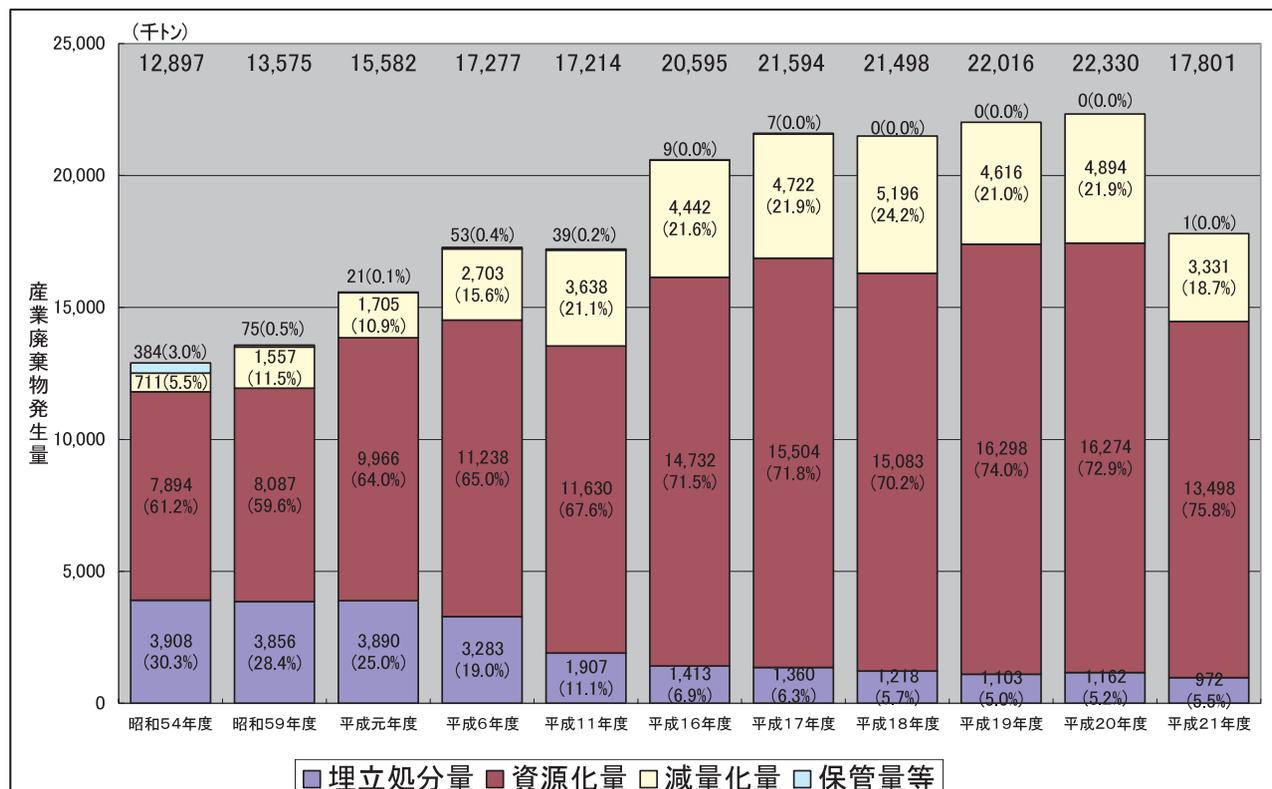
(資料) 環境部調べ

3 産業廃棄物【資源循環推進課】

平成 21 年度の産業廃棄物の発生量、中間処理による減量化量及び資源化量、最終処分量は、

前年に発生した世界的な経済状況の悪化による生産活動の縮小により、大きく減少しています (図 8-1-5)。

図 8-1-5 産業廃棄物の発生量等の推移



4 リサイクル【資源循環推進課】

大量生産・大量消費型の経済社会活動を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、平成12年6月に**循環型社会形成推進基本法**が制定され、この法とともにリサイクルを促進する各種の法律が整備されました。

これらの法律は、国、地方公共団体、事業者及び消費者がそれぞれに担うべき責任と果たしうべき役割についての理解を深め、相互の協力のもと総合的かつ計画的に資源を有効利用することにより持続可能な発展を目指すものです。

各種リサイクル法の状況は以下のとおりです。

(1) 容器包装リサイクル法

県は、廃棄された商品の容器や包装の再商品化を促進するために定められた**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律**（以下本章において「容器包装リサイクル法」という。平成12年4月1日完全施行）に基づき「**愛知県分別収集促進計画（第5期）**」（計画期間：平成20年度～24年度）を策定し、容器包装廃棄物の分別収集を推進しています。県内における平成22年度の市町村分別収集の状況は**表8-1-1**のとおりです。

県内の平成22年度における分別収集量は199,183トンと、前年度の196,781トンと比べ1.2%の増加となっています。

表8-1-1 容器包装の分別収集状況（平成22年度）

		分別収集計画量 (トン)	分別収集実績量 (トン)	計画達成率 (%)	実施市町村数
ガラスびん	無色	22,148	23,771	107.3	57
	茶色	16,328	17,566	107.6	57
	その他	9,036	11,655	129.0	57
ペットボトル		21,956	19,193	87.4	57
その他のプラスチック製容器包装		73,067	64,219	87.9	54
スチール缶		13,581	10,721	78.9	57
アルミ缶		4,812	3,961	82.3	57
段ボール		34,411	24,981	72.6	56
紙パック		1,965	1,199	61.0	53
その他の紙製容器包装		24,236	21,917	90.4	25
計		221,540	199,183	89.9	—

(注) 分別収集計画量は愛知県分別収集促進計画（第5期）による。

平成23年3月末市町村数=57市町村

(資料) 環境部調べ

(2) 家電リサイクル法

**特定家庭用機器再商品化法**（以下本章において「家電リサイクル法」という。平成13年4月1日完全施行）では、家庭や事業所から排出される廃家電の効果的なリサイクルを図ることを目的に、排出者（消費者、事業者）の収集・運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者における排出者からの廃家電の引き取り及び製造業者等への引渡し、並びに製造業者等の再商品化（リサイクル）を義務づけています。家電リサイク

ル法の対象家電としては、平成22年4月1日現在で、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンが指定されています。

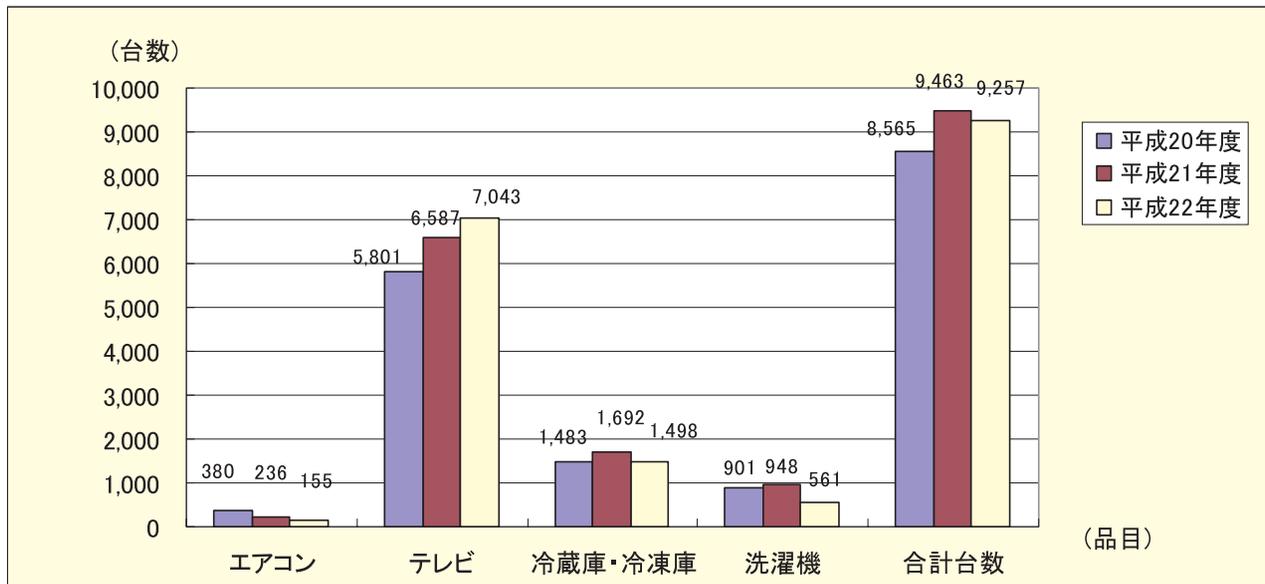
同法の施行により、それら廃家電のリサイクルが進む一方、収集・運搬及びリサイクル料金の負担を免れるための不法投棄が問題となっています。最近3か年の不法投棄台数は図2-8-6のとおりです。

なお、不法投棄問題に対しては、平成21年から、財団法人家電製品協会により、廃家電の不

法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された廃棄物を回収し製造業者等に引き渡す事業を実施する市町村への不法投棄未然防止事業協力が始まっており、平成22年度において、県内で

は名古屋市、小牧市、日進市及び額田郡幸田町で、平成23年度においては、名古屋市、瀬戸市、小牧市、岩倉市、日進市及び愛知郡東郷町で行われています。

図 8-1-6 家電の不法投棄台数



(資料) 環境部調べ

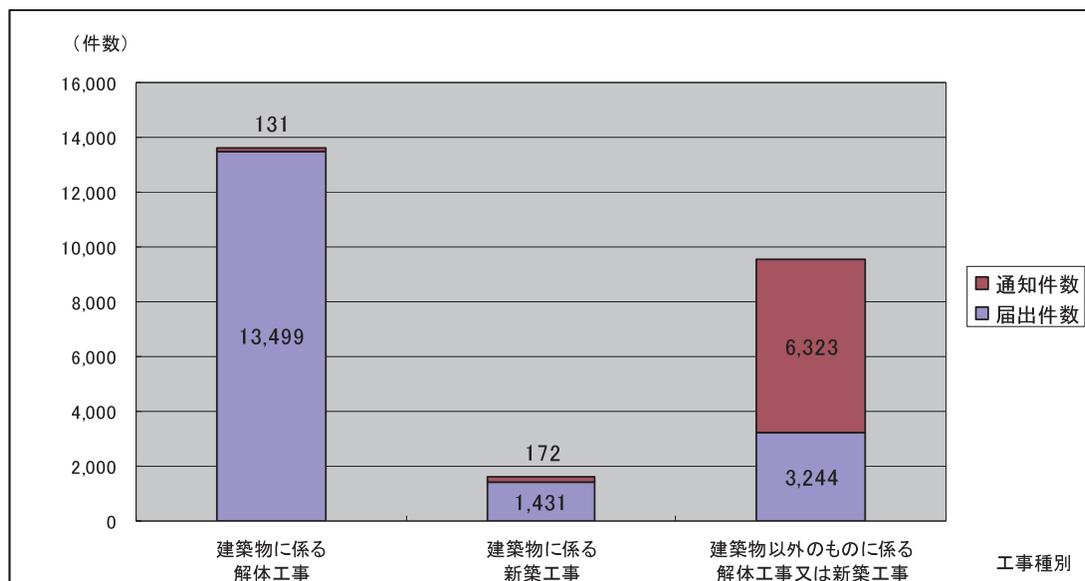
### (3) 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下本章において「食品リサイクル法」という。平成13年5月1日完全施行）は、食品の売れ残り、食べ残しや食品の製造過程において大量に発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の飼料や肥料等の原材料への再生利用等を促進するよう定めています。

### (4) 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下本章において「建設リサイクル法」という。平成14年5月30日完全施行）に基づき、建築物等を解体する場合には分別解体及び再資源化が義務づけられています。また、建設工事の発注者及び受注者には分別解体及び再資源化に係る届出・契約等の手続きが義務づけられています（平成22年度の本県内の届出・通知件数は図8-1-7のとおり）。

図 8-1-7 県内の建設リサイクル法届出・通知実績（平成 22 年度）



（資料）建設部調べ

### （5）自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下本章において「自動車リサイクル法」という。平成 17 年 2 月 1 日完全施行）に基づき、使用済自動車に関する引取業又はフロン類回収業を行う者については知事等への登録が、また、解体業及び破砕業を行う者については知事等の許可が必要です。平成 22 年度末での登録・許可件数は表 8-1-2 のとおりです。

表 8-1-2

自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

所管	引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破砕業者	計
愛知県	1,439	482	187	34	2,142
名古屋市	568	144	30	10	752
豊橋市	204	73	28	11	316
豊田市	169	64	13	5	251
岡崎市	169	60	15	5	249
計	2,549	823	273	65	3,710

（注）平成23年3月末現在、いずれも5年で更新が必要。  
（資料）環境部調べ

## 第 2 節 廃棄物・資源循環に関する施策

### 1 資源循環型社会の形成【資源循環推進課】

良好な環境を維持し持続可能な社会を実現していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、天然資源の消費が抑制され

環境への負荷ができるだけ低減された資源循環型社会の構築が不可欠です。

もとより資源循環型社会の形成は、社会経済システムやライフスタイルの根幹にかかわる問題ですが、とりわけ本県は活発な経済活動が営まれているモノづくり県であり、企業

の事業活動等による資源投入も多いことから、他の地域にも増して資源循環に積極的に取り組むことが必要です。

本県においては、近年事業者等が廃棄物をリサイクル、リデュースしようとする機運が高まり、廃棄物のリサイクル率は全国平均のそれを大きく上回っています。

#### (1) あいちエコタウンプランの推進

県は、資源循環型社会の形成に向けた県民、事業者及び行政の役割と県の施策を示した「あいち資源循環型社会形成プラン」を平成15年3月に策定、更に、経済産業省及び環境省の承認を得て、このプランの行動計画である「あいちエコタウンプラン」を平成16年9月に策定しました（あいちエコタウンプランの取組の方向性は図8-2-1のとおり）。

「あいちエコタウンプラン」は、我が国を代表するモノづくり県としての本県の特徴を踏まえ、先導的で効果的なリサイクル施設の計画的な整備を促進するとともに、循環ビジネスの普及・振興を図ることによって、環境と調和したまちづくりを推進することを目的としています。

また、このプランでは、廃棄物処理に関す

る課題への対応と新たな産業育成の観点から、県内全域を対象に最終処分量の多い産業廃棄物である汚泥、ばいじん、がれき類、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず及び木くず並びに一般廃棄物の7品目を重点廃棄物として定め、産業技術の集積を活かした先導的・効果的なリサイクル施設の整備を促進することとしています。

県では、この目標を達成するために、新しいリサイクル技術の開発や循環ビジネスの創出への支援などを図る目的で、循環ビジネス創出会議を開催し、この会議で発掘・創出されたビジネス事例を、有識者、行政関係者などで構成するエコタウン推進会議に諮り、財政支援の対象となる施設の認定のほか、エコタウンプランの成果の検証、今後の取組方向の検討などを行います。

更に、循環ビジネス創出会議を支える情報集積・交流機能として、「資源循環情報システム」を構築し、運用しています。

なお、「あいちエコタウンプラン」は、プラン策定後5年を経過し、社会経済情勢が変化してきたことから、平成23年度に見直しすることとしています。

図 8-2-1 あいちエコタウンプランの取組の方向性

<取組の方向性>

<計画事業>

